

子どもの遊び場（児童館等）における調査研究（1）

——次世代型プログラムの開発と展開を中心として——

花輪 充* ・ 田澤 里喜** ・ 佐藤 厚*** ・ 二木 秀幸****
依田 秀任***** ・ 渡辺美佐子***** ・ 飯田 洋***** ・ 敷村 一元*****

Research in the Amusement Place (Children's Center) of the Child (1)
:Mainly on the Development and the Development of the Next-Generation Program

Mitsuru HANAWA, Satoki TAZAWA, Atsushi SATO, Hideyuki NIKI,
Hidetou YODA, Misako WATANABE, You IIDA, Kazumoto SHIKIMURA

1. 研究の背景と目的

社団法人全国児童館連合会（現・財団法人児童健全育成推進財団）が平成11年に発表した「子どもの遊び場（児童館等）に関する調査研究」では「子どもの健康増進、社会性、創造性の育成にとって、有効な役割をもつ児童館、児童遊園などの遊び場の教育的価値を高めるためには、子どもの自発性を誘発し、達成感が得られる主体的な活動を可能にする環境要因の整備が重要である。また、児童館等を拠点とする地域活動の促進、子育て支援プログラムの展開等のあり方も急がれる課題である。」を目的とし、国の内外を問わず優れた児童館及び類似施設を選出し、施設、設備、プログラム、指導者の対応力、地域の社会資源との連携など、ハード、ソフトの両面より調査研究が行われた。一方、平成12年度の児童環境づくり等総合調査研究事業では、児童館のマニュアルに関する研究「児童館の機能と新しい時代のプログラムの開発・展開」が実施され、改めて児童館の機能と運営を検証することから、新しい時代に則したプログラムの開発と展開等が提言されたのである。しかしながら10年を経て、子どもを取り巻く社会情勢は一変した。国の財政難はもとより、少子高齢化、不景気、就職難、治安の悪化、外交関係における不手際や失態、人間関係に見られる希薄化と孤立化、虐待、そして仕分け等による児童文化予算等の見直しなど、予想だにできなかった現実が国民の生活を脅かしているのである。ともすれば児童館といった拠点さえ失いかねない現状の中で、子どもの健全育成は次世代にどう引き継がれていくのか。本研究では、全国で4,400箇所（2010年度）を下回ったといわれる児童館の現状を調査するとともに、①子どもの遊び場、居場所としての有用性、②遊びを通しての人間形成への機能、③子どもの健全育成を図る地域活動の促

*児童学科演劇表現研究室 **玉川大学 ***上田女子短期大学 ****星美学園短期大学（非） *****財団法人児童健全育成推進財団

*****財団法人健康・生きがい開発財団 *****NPO法人キッズエクスプレス *****生石保育園

進、④今日的な育成活動への応急の対応、⑤児童厚生員の研修システムの在り方、⑥児童虐待、不登校、引きこもり、いじめ、自殺などの現代の社会精神病理現象に関する対応などを児童館の役割と理念から考察していくとともに、必要と迫られる次世代型のプログラムの開発と展開について、提言を行うことを目的とする。

2. 研究方法

1年目（平成23年度）—— これまでの調査研究（平成11年度「子どもの遊び場（児童館等）」に関する調査研究」、平成12年度「児童館の機能と新しい時代のプログラムの開発・展開」など）を踏襲し、①児童厚生員②職員研修の実施状況③児童館の設置数④種別⑤設置運営形態⑥設置予定⑦新設館の運営形態⑧設備状況⑨利用者状況⑩次世代育成支援行動計画と諸事業との現状把握からはじめます。次に、政令指定都市部（東京／松山／京都／福岡／北海道）にある児童館施設を対象としたヒヤリングを実施する。内容は、各児童館が抱える課題やトピックなどを、現場の声、現場のコミュニケーションから收拾する。

- 1-1 基礎研究（児童厚生員について／職員研修の実施状況／児童館の設置数／種別／設置運営形態／設置予定／新設館の運営形態／設備状況／利用者状況／次世代育成支援行動計画と諸事業／）
- 1-2 国内の児童館視察（東京／松山／京都／福岡／北海道／青森／宮城／新潟 等の内5ヶ所）
- 1-3 児童館へのアンケート調査
- 1-4 児童健全育成推進財団が主催する研修の実態調査
- 1-5 自主学習会の実施

2年目（平成24年度）—— カナダ・バンクーバーの児童館施設を訪問し、本研究にて作成する児童厚生員のための研修プログラムの①子育て支援プログラム②年長児童（中・高）の育成プログラム③放課後児童のプログラム④障害児との共生プログラム⑤表現活動のプログラム⑥リーダーシップ&パートナーシップ育成プログラム⑦地域活動促進プログラム⑧地域組織との連携プログラムの関連事項等、について視察し、報告会を開催する。一方、今、我が国で急務とされる次世代型のプログラムの開発にも着手し、それぞれの研究員がプログラムの原案を作成する。

- 2-1 海外の児童館視察（カナダ）
- 2-2 報告書の作成
- 2-3 厚生員のための研修プログラムの作成（子育て支援プログラム／年長児童（中・高）の育成プログラム／放課後児童のプログラム／障害児との共生プログラム／表現活動のプログラム／リーダーシップ&パートナーシップ育成プログラム／地域活動促進プログラム／地域

組織との連携プログラム等)

2-4 報告会の実施

2-5 検証と考察

2-6 自主学習会の実施

3年目（平成25年度）—— 研修プログラムの再構成と実践を行う。それに伴い、検証と考察を行い、紀要の作成に取り組む。また、シンポジウムを開催する。

3-1 研修プログラムの再構成と実践

3-2 検証と考察

3-3 紀要の作成

3-4 シンポジウムの実施

3-5 自主学習会の実施

3. 結果と考察（振り返り）

本研究は、3ヶ年（2011~2013）に亘る「子どもの遊び場（児童館等）における調査研究－次世代型プログラムの開発と展開を中心として－」（大学間連携等による共同研究）に基づくものである。ここでは当研究の基礎研究における経過及び成果等を報告する。

児童館とは

—— 児童館の実態・児童館の発展史

児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設である。児童福祉法第40条に規定されており、0才から18才未満のすべての児童に開かれている。子どもたちに安全な遊び場と健全な遊びを提供し、その発達を促進することが主務となる。その原形は、戦後、都市部で興ったセツルメント運動における民間主導の児童クラブとされている。当時、保護者の経済状況や就労状態等の理由から家庭での養育が行き届かない子どもに遊びを通じた指導・支援をおこなった。高度経済成長期には、都市部で子どもの遊び場が減少したり、子どもの事故が多発したり、「鍵っ子」¹⁾の増加する社会背景から、地域での子どもの安全な遊び場「児童館」の建設が急務となった。昭和38年、児童館の運営費に国庫補助が成立し、これを契機に児童館は飛躍的にその数を伸張することとなった。また、子どもたちの運動不足、体力低下が社会問題となり、昭和53年には体力増進機能を持った「児童センター」の建設が進められることとなった。同年、国庫補助の対象が社会福祉法人にも拡大されたが、自治体の財政危機を背景とした行政改革も課題となった。昭和60年には、中高生の利用を想定した「大型児童センター」の整備が始まった。昭和61年、児童館の人件費補助が地方交付税措置（一般財源化）となった。平成6年には保育所併設型民間児童館の運営費補助制度が財団法人こども未来財団によって創設され、新たな民

設民営児童館が誕生した。平成9年、公設公営児童館の事業費が一般財源化された。平成15年には指定管理者制度が創設され、児童館の運営にNPOや株式会社の参入が可能となり、公立児童館の民営化に拍車がかかった。平成19年、「放課後子どもプラン」²⁾ 創設も教育委員会と福祉部局での予算面や事業面でのせめぎ合いのなかで、同じ地域の子どもの対象とする児童館の予算や事業にも影響を受けることとなった。児童館関係予算では、平成24年まで子育て支援交付金に組み込まれていた民間児童館の事業費も一般財源化され、事実上、児童館の運営にかかる特定財源としての国庫補助がすべてなくなったことになる。

—— 児童館の機能とガイドライン

児童館の種別には、(1) 小型児童館 (217.6㎡以上)、(2) 児童センター (336.6㎡以上)、(3) 大型児童館 (1,500㎡以上) がある。小型児童館と児童センターは市町村の独自事業であることから、条例の有無、事業の内容、利用対象の制限、開館日や開館時間等その運営方法が異なる。各自治体における施策の優先度にも違いがある。地域の実情に合わせた活動を是としてきたことで地域性の強い施設となったが、その一方で標準的な活動の指針や運営モデルがなく、児童館に格差が生じてきたと言わざるを得ない。遊びを通じた健全育成活動の効果測定やエビデンスの検証がなされてこなかったことも今日の児童館の評価につながっているといえるだろう。平成23年3月、厚生労働省より発出された児童館の運営と活動の基本的事項と望ましい方向の指標となる「児童館ガイドライン」³⁾ により児童館の活性化が期待される。ガイドラインでは、児童館の機能・役割についてはあらためて次のように明記されている。

- ①発達の増進 …… 子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通して子どもの発達の増進を図る。
- ②日常生活の支援 …… 子どもの遊びの拠点と居場所となり、子どもの活動の様子から必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることにより、子どもの安定した日常生活を支援する。
- ③問題の発生予防・早期発見と対応 …… 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応する。
- ④子育て家庭への支援 …… 子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援する。
- ⑤地域組織活動の育成 …… 地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもの健全に育成する拠点としての役割を担う。

これらの項目は特に目新しいものではない。むしろこれまで児童館現場で取り組まれてきたことが再整理されている。特に、児童の「生活」支援の視点が明記されたこと、そして、長らく多くの現場で取り組まれてきたにも関わらず既存の法令等ではあまり強調されていなかった「子育て支援」活動が明記されたことも児童館の現状に適っている。活動内容の項目では、(1) 遊びによる子

どもの育成、(2) 子どもの居場所の提供、(3) 保護者の子育ての支援、(4) 子どもが意見を述べる場の提供、(5) 地域の健全育成の環境づくり、(6) ボランティアの育成と活動、(7) 放課後児童クラブの実施、(8) 配慮を必要とする子どもの対応、が挙げられている。これもまた現場実践を追認する内容であって、決して高邁な理想を掲げたものではない。政府が児童館ガイドラインを発出したことは大変意義深く、これを基準として各自治体や運営主体で児童館のあり方や活動の見直しが始まっている。

—— 児童館の現状と課題

現在、全国の児童館は4,318か所⁴⁾ がある。運営別では、公営2,673か所、民営1,645か所となっている。全国で62.5%の市区町村（調査回答自治体数1,425）に設置されている。児童福祉施設の中では保育所に次いで多いが、その総数は減少傾向にある。さらに「全国児童館実態調査」⁵⁾ 結果から児童館の動向について次のように概説することができる。

- ①全国の児童館の利用者数は延べ約8,000万人（年）である。しかし、少子化の影響や類似施策の台頭により利用者は減少傾向にある。
- ②公設民営児童館は28%から37.4%に増えており、児童館の民営化が進んでいる。
- ③児童厚生員（児童の遊びを指導する者）の総数は全国で15,402人から17,641人に増加している。ただし、非常勤の児童厚生員が増え、短時間のローテーション勤務が進んでいるものと考えられる。職員の専門性が課題となっているにもかかわらず短期雇用化が懸念されている。
- ④就園前の乳幼児と親を対象とした子育て支援事業に取り組む児童館は、67.7%から84.2%に増加している。
- ⑤年々増加する就労家庭のニーズに対して、放課後児童クラブを実施する児童館が増加している。その割合は約55%から約63%⁶⁾ に伸び、留守家庭児童の保護・育成には積極的に取り組んでいるといえる。しかしながら、小型児童館で大規模な放課後児童クラブを実施する場合など、児童館の施設、設備、遊具、マンパワー等を占有し、ともすれば自由来館児童の利用を躊躇させ、あるいは子どもを囲い込む管理主義的な運営に陥る危うさもはらんでいる。

児童館はいま、政府の基本方針である「子ども・子育て支援新制度」のなかに位置づけられてはいない。柏女霊峰氏⁷⁾ は「児童健全育成施策の一般財源化が今後の子どもの成長やわが国の人づくり政策に与える影響は非常に大きい」と指摘しているが、すでにいくつかの自治体では財政難から児童館を廃止・転用する動きが出始めている。児童館は今日の子どもと子育て家庭の課題に適応した活動への転換が求められるとともに、固有の役割（＝ミッション）である「遊びを通じた児童の健全育成」への原点回帰が必要であるといえよう。

—— 地域の遊び場、居場所としての児童館

わが国では子どもの遊びを保障している。児童憲章は「すべての児童は、よい遊び場と文化財を

用意され、悪い環境からまもられる」(第9条)と謳い、児童の権利に関する条約においては「休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動をおこない並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める」(第31条)としている。また、児童福祉法ではあまねく子どもに「遊びを与えてその健康を増進し、又は情操を豊かにする」児童館(第40条)を規定している。「遊び」という具体的な手段を明記するのは、子どもの発達に極めて効果の高い育成手段であるためだろう。遊びは子どもの自主性や社会性を伸長させ、豊かな人格の基礎を形成するものである。他者と感情をぶつけ合い、問題を解決するために我慢や努力をし、自己決定する機会である。楽しい遊びは、心地よい感情を伴って繰り返され、多少の困難や苦勞を克服し自尊感情を高める。勉強の疲れを癒やし、活力を取り戻すためのレクリエーションとなる。ハヴィガースト⁸⁾は、児童期に達成すべき「発達課題」(developmental task)に、①遊びに必要な身体的技能、②友達と仲良くすること、③集団での社会的態度を挙げている。遊びによって子どもの心身の健全な発達が促進されることはもはや定説であり、子どもの遊ぶ姿が地域のなかで見られなくなった今、健全で安全な居場所が生活圏にある意義はとても大きい。物理的に守られる「安全」と精神的に守られる「安心」の両方が保障される居場所は、単なる「身体の置き所」ではなく「心の拠り所」でもなければならない。それは親の安心にもつながっているが、子どもの居場所は、大人が「居させたい場所」ではなく、子ども自身が「居たい場所」でなければならない。それは次のような要素で構成されている。

- | | |
|----------------|---------------------|
| ①ホッと安心できること | ②自分の意思で居ること |
| ③自由に自己表現できること | ④好きな人や仲間との相互作用があること |
| ⑤互いの存在が承認されること | ⑥やりたい事や役割があること |

児童館は、学校でも家庭でもない地域における子どもの“第三の居場所”である。学校や学年を超えた子ども同士の関係があり、地域の大人たちとも触れ合う機会がある。大きい子は小さい子を思いやり、リーダーシップを経験する機会がある。小さい子は大きい子を羨望の眼差しで追い、自分の成長モデルに出会える。イベントでの「子ども実行委員会」など、子どもが社会に参画する場面や意図的なグループワークの場面があり、家と学校の行き来だけでは得られない多様な経験ができる。いろいろな遊びのノウハウやプログラムを蓄積していて、子どもから子どもに伝承させていく役割もある。また、地域の子どものをよく理解した児童厚生員(遊びを指導する者)がいる。子どもの安全を確保しながら、健全な遊びの環境を整える育成・支援者である。ただ見守るだけでなく、遊びのルールや遊具の使い方を教え、遊んでいる子ども同士の関係を調整するプレイワーカーの役割を果たしている。子どもの代弁者となり、子どもの権利を守るソーシャルワーカーの役割も果たしている。復唱することとなるが、児童館は、すべての子どもに開かれていて、生活圏にあって、そこに行けば遊びがあり、仲間がいて、自分の選択でやりたいことに参加でき、子どもの声に耳を傾け寄り添う大人がいる。地域のなかで子どもたちが自らの意思で集まり群れ遊ぶ“最後の砦”といえるだろう。

児童厚生員とは

—— 児童厚生員の資質と求められる援助スキル

児童館がその機能を十分に発揮できるかどうかはマンパワーによって決定づけられる。子どもに直接かかわる職員は、児童厚生員（遊びを指導する者）と呼ばれ、遊びを通じて子どもたちの心と身体の健康を増進し情操を高めることが職務となる。その名が示すとおり“児童を厚く生かす”ことが仕事であり、遊びの指導・援助により子どもたちの発達を促すとともに、要保護児童や配慮を必要とする子どもに対しては専門的な知識と援助技術を用いた福祉的アプローチが必要となる。児童館は子どもたちが自らの意思で利用することが原則であるため、児童厚生員の指導・援助には高い技術が必要となる。昨今では特に子どもをもつ親への相談や情報提供など、子育て支援の身近な専門職としての役割が期待されている。また、子どもの見守りや子育てネットワークづくり、子育て支援のための地域活動のコーディネート等、関連する人や団体と協働していく能力も重要となる。豊かな人間性を基礎資質として、乳幼児から中高生、保護者まで幅広い年齢層に親和的な態度で接するコミュニケーション力、子どもの個性を理解し支援する力、子どもの安全を守りながら活発な遊びの活動を展開する力など、次のような視点による児童福祉の総合的な実践力が求められている。

- ①子どもたちのニーズを汲み取り、その場面に適した遊びの提供やその環境の調整を図る「プレイヤー」の視点。
- ②子ども一人ひとりの個性を理解し、問題の早期発見とその解決に向けて働きかけていく「ケースワーカー」の視点。
- ③子どもや親の仲間づくりを促進し、相互に高めあうことができる人間関係を調整する「グループワーカー」の視点。
- ④社会資源を活用し、児童健全育成や子育て支援のための地域ネットワークを広げていく「コミュニティワーカー」の視点。

児童館ガイドラインでは、児童厚生員には児童福祉事業全般との調整が求められることから「社会福祉士」の配置も考慮することとされており、子どもの人権尊重と子どもの性差・個人差への配慮、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止、個人情報取り扱いやプライバシーの保護、保護者や地域住民との信頼関係の構築が挙げられている。児童厚生員の専門性については、今後も行政や現場において十分な議論が重ねられ、地域の子どもの育成と子育て支援に貢献する、いわば“児童ソーシャルワーカー”としての活躍が期待されるといえよう。

児童館ガイドラインに明記されている児童厚生員の職務

- (1) 子どもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握する。
- (2) 子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人一人と子ども集団の自治的な成長を支援する。
- (3) 発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行う。
- (4) 地域の子どもの活動や、子育て支援の取り組みを行っている団体等と協力して、子どもの遊びや生活の環境を整備する。
- (5) 児童虐待防止の観点から早期発見に努め、対応・支援については市区町村や児童相談所と協力する。
- (6) 子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにする。

— 児童厚生員の研修と任意資格制度

児童館の対象児童や業務内容が多岐にわたることから、時宜に応じた様々な分野の知識・技術を身につけることが大切である。全国で16,966人⁹⁾とされている児童厚生員は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第38条における「児童の遊びを指導する者」に該当することが要件となっている。主に保育士や教諭、社会福祉士といった国家資格のほか、大学・大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を修めた者で児童館設置者が適当と認めた者等がこれに該当する。高等学校等を卒業し児童福祉事業に2年以上従事した者も一部含まれている。公設公営の児童館では公務員が配置される場合もあるが、必ずしも児童福祉に精通する者ばかりではない。また、児童館にかかる予算の縮減や指定管理者制度の導入などから、雇用期限のある嘱託職員や非常勤職員が増え、離職率も高まっている。不安定な身分で配置され、研修機会に恵まれなるとすれば、子ども・子育ての課題に対処していく専門職としてはいささか不安な状況であると言わざるを得ない。このような現状から、児童厚生員がスキルアップを図るための研修機会はますます重要となっている。児童厚生員の研修は、基本的に児童館の設置・運営主体によって実施されることが多いが、必ずしも体系的におこなわれているわけではない。子どもを取り巻く環境の変化や行政の制度改正など急激な変化にも対応していくために、児童厚生員は日々のOJTや事例検討などを通して絶えず自己研鑽に努めなければならない。

財団法人児童健全育成推進財団では、児童厚生員に求められる知識・技術を意図的、計画的に身につけるための指標として、平成4年（1992年）より児童厚生員の研修内容を体系化し全国に普及・展開している。この研修には「児童厚生員等基礎研修会」「中堅児童厚生員等研修会」「全国児童厚生員等指導者養成研修会」とステップアップしていく階層別研修会やテーマ別専門研修会などがあり、子どもの健全育成と子育て支援、地域福祉を包括的に推進していく児童厚生員の研修に特

子どもの遊び場（児童館等）における調査研究（1）

児童厚生員の研修体系による必修科目

科 目	所定時間	児童厚生 二級指導員	児童厚生 一級指導員	児童厚生 一級特別指導員	児童健全 育成指導士
I 児童館・放課後児童クラブの目的を理解する群					
健全育成論	120分以上	◎			
児童館・児童クラブ論	120分以上	◎			
II 児童の発達および指導の基本を理解する群					
安全指導・安全管理	90分以上	◎			
児童の発達理論	120分以上	◎			
健全育成相談の理論と実際	120分以上				◎
現代社会と児童	120分以上				◎
III 児童館・放課後児童クラブの活動展開を援助する群					
児童福祉援助技術総論	120分以上	◎			
個別援助活動	180分以上	◎			
集団援助活動	180分以上	◎			
地域福祉活動	180分以上	◎			
地域福祉演習・実習	適宜		◎		
IV 児童の指導技術を修得する群					
ゲーム・運動あそび	90分以上	◎	○		
表現活動	90分以上	◎			
救急法	90分以上	◎			
V 児童健全育成を総合的に理解する群					
運営・管理	90分以上				◎
レポート I	自己研修		◎		
レポート II	自己研修				◎
事例研究 I	適宜		◎		
事例研究 II	適宜				◎
特別講義	適宜		◎	◎	◎
認定試験	任意課題		◎		
実践報告	適宜			◎	
実践論文	任意課題				◎
必修科目・課題数		12	5	2	7

◎印は必修科目、○印は選択必修科目（何れか1科目を再履修）

※児童厚生員養成校における履修科目は別に定める

児童厚生員養成課程の指定科目および単位数

指定科目名	単位数		内 容
	児童厚生 二級指導員	児童厚生 一級指導員	
児童の健全育成と福祉	2	2	児童福祉の観点からの健全育成の理念、その具体的内容、現代の子どもの課題、子どもの健全育成にとっての遊びの意義と遊びを通じた健全育成活動の具体的事例等。
児童館の機能と運営 (放課後児童クラブを含む)	2	2	児童館の施設概要、施設規模別特徴、施設機能と運営上の留意点、児童館ガイドライン、今後の課題等。放課後児童クラブの事業概要、事業内容と事業実施上の留意点、放課後児童クラブガイドライン、今後の課題等。※保育士養成課程指定科目の読み替え不可。
児童館の活動内容と指導法 (放課後児童クラブを含む) 文化・表現活動、運動・野外活動、子育て支援、等	2	4	音楽・リズム遊び、身体を使った表現遊び、造形遊び、コミュニケーション遊び、読み聞かせや紙芝居、その他、児童文化財やメディアを活用した遊び等、健全育成に資する様々な活動の具体的方法やプログラムの進め方。
児童福祉援助技術	2	2	児童福祉現場における対人援助技術の理論と児童ソーシャルワーカーとしての役割、ケースワークの原則や特徴・実践方法（ケース会議・記録、相談援助の方法、配慮を要する児童への対応）、グループワークの原則や特徴・実践方法（プログラム作成のポイント、展開方法、プログラム素材の意味、プログラム分析の視点）、他。
地域福祉 Ⅰ. 地域福祉論 Ⅱ. コミュニティーワーク 演習	2	4 Ⅰ (2) Ⅱ (2)	コミュニティーワークの原則や特徴、実践方法（広報、アウトリーチ、地域連携、社会資源の活用、組織化）、他。（演習を含む。） ※保育士養成課程指定科目の読み替え不可。
児童館実習	2 (10日間)	4 (20日間)	実際の児童館（放課後児童クラブ）の理解。（活動内容、1日の流れ、利用者の様子、職員の役割と声掛けの方法、地域との連携、他） ※保育士養成課程指定科目の読み替え不可。
合 計 単 位 数	12	18	

※履修形態・方法、単位数計算については、大学・短期大学設置基準（文部科学省令）による。

化したシステムとなっている。平成8年（1996年）には、これに連動した「認定児童厚生員資格制度」が創設され、児童厚生員が研修に参加するモチベーションや自らの資質向上の意欲を格段に高めることとなった。また、児童厚生員養成課程を設置する大学・短大等が全国に広がっており、47校51学科¹⁰⁾で認定児童厚生員資格が取得可能となっている。児童厚生員の現任研修と養成校にお

いて取得可能な「認定児童厚生員資格」には主に次のような役割が期待されている。

- ①「児童厚生二級指導員」…… 児童館・放課後児童クラブの機能と活動内容について理解を深め、子どもたちの遊びや生活を通じた発達支援に直接的に関わる。
- ②「児童厚生一級指導員」…… 児童館・放課後児童クラブで指導的役割を担うとともに、地域関係機関との調整や連携にあたるソーシャルワーカーとして、地域における児童健全育成・子育て支援活動の推進に努める。

さらに、児童厚生員研修においてはそれらの上位資格となる「児童厚生一級特別指導員」「児童健全育成指導士」に運動したものも設定されている。認定児童厚生員資格の取得者は全国で23,051人¹¹⁾となっており、児童館運営主体の中には「認定児童厚生員資格」を採用や契約更新の優位要件とする動きも出始めている。

児童館の存在意義とは

—— 子どもの遊び場、居場所としての有用性／現代の子どもと遊び環境

宮沢賢治の詩「雨ニモマケズ」になぞらえた「雨ニモアテズ」¹²⁾を紹介してみよう。

風ニモアテズ、雪ニモ夏ノ暑サニモアテズ、ブヨブヨノ体ニタクサン着コミ、意欲モナク体力モナク、イツモブツブツ不満ヲイッテイル、毎日塾ニ追ワレ、テレビニ吸イツイテ遊バズ、朝カラアクビヲシ、集会ガアレバ貧血ヲオコシ、アラユルコトヲ自分ノタメダケ考エテ省ミズ、作業ハグズグズ注意散漫スグニ飽キ、ソシテスグ忘レ、立派ナ家ノ自分ノ部屋ニ閉ジコモッテイテ、東ニ病人アレバ医者ガ悪イトイイ、西ニ疲レタ母アレバ養老院ニ行ケトイイ、南ニ死ニソウナ人アレバ寿命ダトイイ、北ニ喧嘩ヤ訴訟ガアレバ眺メテカカワラズ、日照リノトキハ冷房ヲツケ、勉強勉強ト言ワレ、叱ラレモセズ、恐イモノモシラズ、コンナ現代ツ子ニ誰ガシタ

子どもを取り巻く環境と現代っ子の課題を皮肉っぽくも鋭く言い当てている。かつて、小学生たちは学校から帰ると家の玄関先にランドセルを放り投げ、友達や兄弟姉妹を連れだっていつもの遊び場に出かけたものだった。いつもの遊び場とは、公園や広場であったり、空き地や神社の境内であったり、田んぼや小川、雑木林など、地域全体に点在していた。そして、遊びという一見無意味にも思える行為に毎日全てのエネルギーを傾けた。今となっては懐古的な叙情となってしまったのかもしれないが、確かに子どもは地域のなかで仲間と遊んでいた。少子時代に子どもたちが地域のなかで群れて遊ぶ光景は見かけられなくなった。学校帰りに「道草を食う」こともなくなった。近所の公園では、怪我の防止から遊具は撤去され、ボール遊びや木登りなど、およそ子どもがやりたいことは禁止となった。地域で遊ぶ子どもの声は「騒音」として役所に苦情が入る時代となった。子ども会の加入率も年々落ち込んでいる。子どもはとても忙しくなった。忙しく働く親たちは、放課後の子どもにまずは宿題を済ませてくれること、塾や習い事に通うことを望む傾向となった。仲

間と集団で遊ぶ体験がない子どもたちは、その楽しさや醍醐味を知らないまま、オンラインゲームやトレーディングカードなど与えられた遊びの世界にますます埋没することとなる。仲間と群れて遊ぶことがいかに子ども心身の健康に寄与するか我々は知らなければならない。東日本大震災から約2年半が経った今、福島では放射線の不安から子どもの遊びが制限されたことによる影響が発現し始めている。文部科学省は子どもたちの体力・運動能力低下や肥満傾向にあることを発表した。福島市の保育園では「偏平足」の子どもが3倍に増え、放課後児童クラブでは、異年齢の子どもたちのコミュニケーションが変わったという。福島県郡山市の小児科医・菊池信太郎¹³⁾氏は「時間が限られ、遊びと運動がより単一化し、集団から個人へ、自分たちで考案した遊びから与えられた遊びになっている。今回の震災により子どもたちはますます窮屈になった」と指摘している。

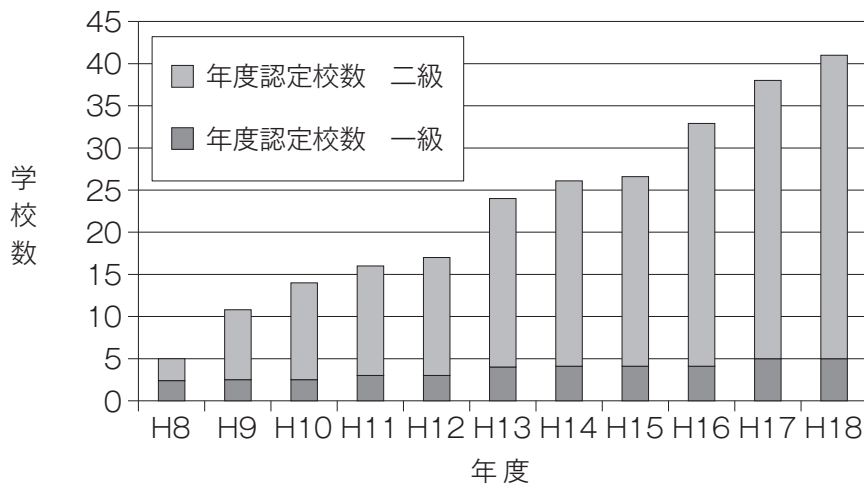


図1 認定校 推移⁽¹⁾

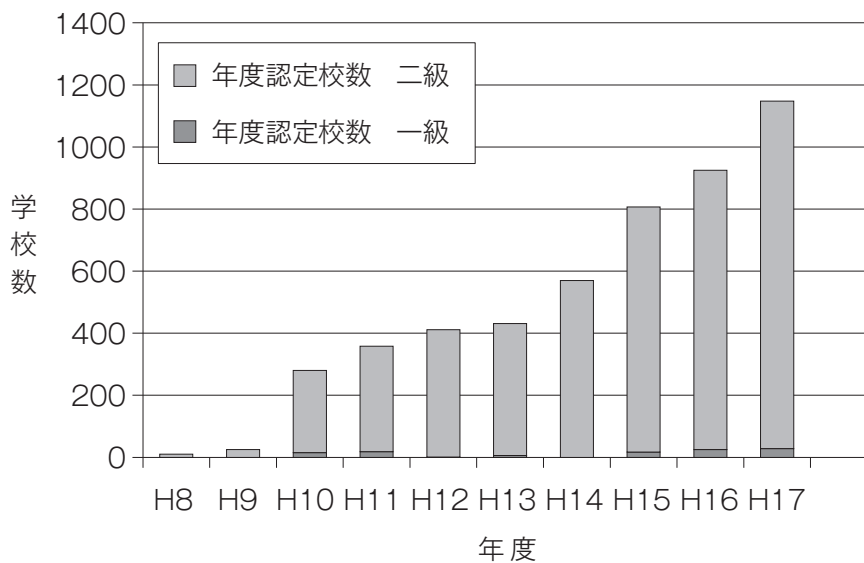


図2 児童厚生員養成課程 資格取得者数推移⁽²⁾

—— 児童厚生員養成の課題

児童館で児童厚生員として学生を養成していく課題として、立柳は次のように述べている。

「児童厚生員は国家資格でも、免許でもなく、児童福祉施設最低基準第三八条第二項に規定された児童の遊びを指導する者（児童厚生員）の該当要件を満たすひとが、実質的に任用資格を有する人として採用される仕組みとなっていることから、国法で公に定められた全国一律の養成制度はありません。進行団体や研究者有志により、任意な制度作りや試行錯誤がくりかえされているのが現状です。いずれにせよ、就職後、児童厚生員として優れた力量を発揮して、活躍する学生を、毎年相当数、継続的に現場に送り出すことに成功し、注目すべき有効な養成方法を築いたと評価できる事例は見当たらないようです。」⁽³⁾

児童館で働く児童厚生員（児童の遊びを指導する者）には国家資格、免許はなく、保育士、教員免許の一部機能を活用して任用資格としているのが現状である。また、実際に働く児童厚生員には、保育士の資格を持っているものが多い⁽⁴⁾ という。保育士も児童福祉法に定義されているように、「満十八歳に満たない」（児童福祉法第一条）児童を対象とする。しかし、保育士の大半は乳児、幼児のみ通所する保育所に勤務することが多く、保育士資格取得の際も、必修科目となる保育実習には、保育所での実習は必須であるが、児童館は含まれない。

児童館は、選択必修である保育実習Ⅲ（もう一つの選択必修は保育園における実習である保育実習Ⅱ）にて、「児童厚生施設又は児童発達支援センターその他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの（保育所は除く。）」⁽⁵⁾ とされ、希望者のみ実習をする事ができるようになる。また、幼稚園、小学校などの教員免許取得の際には、児童館に実習に行くことは法的に位置づけられていない。つまり、保育士や幼稚園、小学校教諭などの資格、免許を取得しただけでは、児童厚生員（児童の遊びを指導する者）になるのは不十分と言え、児童厚生員という専門性を獲得するには児童館に勤務してからの実践的学びが重要となってくるのである。保育士や幼小ほかの教員も、資格、免許を取得すれば高度な専門性をもった保育士、教員となるわけではないが、学生時代に高度な専門性獲得のための基盤作りができる環境はある。その環境がすくない児童厚生員の養成は、今後の課題となるだろう。課題解消として、先に書いた児童健全育成推進財団が認定する「児童厚生二級指導員」「児童厚生一級指導員」を取得することがある。しかし、現状その数は多くはなく、民間資格である。保育士資格のように、国家資格となることで養成校数も増え、質の高い児童厚生員（児童の遊びを指導する者）を輩出する土壌ができるのではないだろうか。また、保育士資格を保育所保育のみの資格とし、それとは別に、他の福祉施設別に資格を位置づけ、それぞれの専門家を養成していくことも一案である。

——多機能化する児童館に対応する養成とは

近年、児童館は、多機能化の傾向にある。それに伴い八重樫は児童館における児童館職員の援助技術の多様性についても述べている。また、少子化や、児童虐待、引きこもりなど社会的変化や問題などに対して児童館の機能は拡大しなければならない。児童健全育成推進財団は「少子・高齢化の時代の流れの中で、児童虐待や子どもによる凶悪犯罪の増加、ニート、引きこもりなど、子どもをめぐるさまざまな問題に対して、これまでの活動の中であきらかにされてきた子育て支援の機能、子ども家庭支援の機能、地域活動支援機能の一層の充実・拡充を図るとともに、これまで以上に地域社会と密接な連携を取り、時代の傾向や地域にあるニーズに基づき、活動を構築していく必要がある。」⁽⁶⁾とし、児童館の多機能化だけでなく、機能の充実も求めている。つまり、児童館で働く者の専門性は近年さらに高度なものとなっている。小木は「子どもの遊びの指導者にとどまることなく、ソーシャルワーク的あるいはケースワーク的にも対応できるという、もっと幅広い領域を対象とする力量を備えていなければ勤まらない今日の状況にあるのではないのでしょうか」⁽⁷⁾としているのも同様である。その高度化した専門性に対応するように、児童館でも、児童健全育成推進財団を中心に実践力の養成をしている。例えば、児童館での実践報告や、自己点検テキストの作成などをし、各児童館が活用できるようにしているなど、様々な対応をしている。児童福祉施設最低基準第三十九条には「遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項」として次のようにある。

第三十九条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

児童館が多機能化した今、そこで働く者として、多様な役割が期待されている。それは実践現場だけで養成することは困難であり、子育て支援、障がい児や幼児、中高生に対する専門家との連携や、協働などにより児童厚生員としての専門性を高度化していくことも必要であると思う。それと同時に、児童福祉施設最低基準第三十九条にある健全育成活動の助長という児童館の基本を丁寧に行える児童厚生員の養成を、学生の時代と実際に児童館で働き始めての両面で養成を考えていけるようになることが、今後の課題であろう。

——児童虐待、不登校、引きこもり、いじめ、自殺など現代の社会精神病理現象に関する対応

児童館には、学校や家庭の中で何らかのトラブルをおこし、自分の居場所を求めて児童館に来る子どもがいる。——(事例) 小学校5年の時に、学校の友だちとの関係が原因で不登校になり、4年間家から出られない子がいた。私とそのM子と会ったのは彼女が15歳の時だった。M子の母の知り合いの学校の先生から私に連絡があり、1度会って話を聞いてくれないか、ということであった。私も、4年間ずっと引きこもっている子と会うのは正直、何ができるのか不安はあった。M子がお母さんと一緒に児童館に来たときは正直驚いた。女の子と聞いていたのだが、髪はボサボサ、ジャージ姿でうつむき下限で、顔はまったく見えない感じだった。お母さんと話をしている時に

は、横にいてじっと下を向いたままであった。最近はお母さんとたまにスーパーに行ったりするようになったが、本当に最近でそれまではほとんど家の中であったようだ。ひとしきりお母さんの話を聞いて、児童館の中を案内していて、卓球台を置いているところに来た時に、初めて「あ、卓球台あるん」と口をひろげた。そこで、「やってみる」と訪ねると「うん」とうなずいたのでそこから二人で卓球を始めた。お母さんは始め横で見ていたが、家の用事もあるので、帰るようM子に言ったらもう少し卓球をやる。というので二人で続けた。初めは黙々と球をうっていたが、少しづつ話を切り出すと、カタコトで話をしてくれるようになり、途中失敗したりすると、笑ったりする場面もあり、1時間半くらい続けたらどうか、不登校の原因などは話さかったが、好きな番組だとか漫画、歌などの事話してくれ、帰り、「またおいで」というと「来てもいいの?」「もちろん」というと「うん」といってそれから、小学校の子どもがこない、平日の昼前に少しづつ来館するようになった。それから、半年くらいして児童館のボランティアとして、小学生におもちゃを貸し出ししたりする受付に立つようになり、イベントのボランティアもするようになった。相変わらず、ジャージだが少し顔を上げるようにはなってきた。そして、市外の不登校などを受け入れている高校に行ってみる。と言って寮に入り入学をした。親元を離れての学校だったので、私は少し焦りすぎで早いのではと話をしたのだが。実はM子は、不登校になる前までは活発で明るく元気な子で、みんなをまとめたり、笑わせたりする人気者であった。だからこそ、そんな自分を取り戻したかったのかもしれない。しかし、色々とあり3ヶ月程で退学することになった。帰ってきてもなかなか児童館にはやはり来れなくなった。それでも私以外の女性の職員などとも話せるようになっていたので声をかけ、たまに顔を見せるようにはなっていた。しかし、私たちが夏のキャンプに行っている時に、児童館の近くのマンションで自殺未遂騒ぎがあり、私が帰って来た日にテレビニュースで流れた。ニュース映像をみるとモザイクがかかっていたが、M子であった。私は愕然としたが、とりあえず未遂であり命は助かっていたので安堵したが、心の悩みを聞いてあげられなかった事、自分の力不足を悔やんだ。しかし、それから半月後くらいに児童館で参加している松山のまつりイベントをお母さんと一緒に見に来てくれた。彼女はそれから、2年程精神科の病院に入った。これまで心療内科にはかかっていたが、しっかりと病院にかかっていたので自分を見つめ直す機会になったようである。それから、病院の中で知り合いも増え、20歳も超えていたので児童館に来ることはなくなったが、M子からはたまに連絡が来ていて、とりあえず元気にやっているようであった。それから、私は7年前に児童館を辞め、それから連絡は途絶えていた。しかし、1年前に急にメールが来た。私は児童館にいるときから携帯の電話番号、メールアドレスを変えていない。そのメールには「今年愛媛マラソン（フルマソン）に出ます。頑張って走りきります。」というメールだった。実は私もそのマラソンに初めてエントリーしていたので、「お互いに完走目指し頑張ろう。当日に会えたらいいな。」と返信した。M子は残念ながら35キロ地点でタイムアップしてしまい、完走はならなかった。私はM子とのこともあり、なんとか完走することができた。当日はすごい人で結局会えなかったのだが、M子から、「おめでとう。次は私も必ず完走して、会うね」とメールがきた。

児童館というのは、人との出会いのきっかけの場所であり、その人と人が成長をしていくところの手助けをする場所だと思う。障害をもつ子どもと、その家族との関係等もあり、今も続いている。

色々な子どもがいて、その子その子にとって時間の流れは違い、成長の流れも違う。そして時間の流れはずっと続いており、関係も続いていけるところである。

必要に迫られる次世代型のプログラムの開発と展開とは

—— 児童文化活動の普及啓発

全国の数ある大型児童館の中で、平成元年に開館し近年では「子どもの生きる力を育てる多彩な体験活動」と「家庭や地域の子育てを高める支援活動」を二本柱に、子どもたちの成長を支える中核施設として多彩な事業を展開している兵庫県立こどもの館。大型児童館ならではの事業展開であることは確かだが、そこでは児童厚生員や幼稚園教諭、保育士、ボランティアに向けた養成講座なども多数あり館内での活動はもとより県内の施設を利用して事業を行い、できるだけ多くの人に参加しやすい事業展開をし、地域住民に根差した活動が繰り返し広がられている。刻々と変容する子どもを取り巻く生活環境やあそび、子育ての中で、こどもの館の児童文化活動を通し次世代に向けた活動内容を模索する。特にここでは、子どもの生きる力を育てる多彩な体験活動に焦点を絞り、年度における事業報告要覧より子どもたちが講師や専門家の指導を受けながらも自主性を主とする活動内容を抜粋し考察してみた。

—— 多彩な児童文化活動

1. 子どもの生きる力を育む多彩な体験活動の推進

①先駆的で感動的な子どもの体験活動事業の展開

「こどもフェスティバル」—— 子どもの人格を重んじ、子どもの幸福を図るために制定された国民の祝日である「こどもの日」に、21世紀を担う子どもたちの健やかな成長を図るためのイベントを実施する。

テーマ：多世代で体験活動～あそぶ・つくる・かんじる

内 容：「5,000個の積み木であそぼう！」「絵本のかえっこばざーる」「人形劇団公演」「多世代ふれあい交流サロンスペシャル」「わくわく！劇あそび」「あそびのひろば、つくるひろば」… ペットボトル噴水、魚釣りゲーム、缶つまみゲーム、玉入れゲーム、木ぎれ工作、うぐいす笛づくり、おはなしクイズたんてい団等。

オープニングでは地元の青山小学校吹奏楽部の演奏から始まり子どもミュージカル劇団のパフォーマンス、姫路前山保育園園児による和太鼓『絆』の演奏がフェスティバル盛況に一役買っている。こうした催しは地域住民の方々をはじめ県内外の方々との交流を図れるだけでな

く、フェスティバルの趣旨「子どもの健やかな育成に対する社会的関心の喚起を図る」ための具体的な活動といえよう。

「こどもの館劇団養成事業の推進」—— 人間形成に非常に重要な青少年期において、演劇活動を通して青少年の情操や感性を高め、自己表現力や創造力を豊かにすることにより、その健やかな成長・発達を促進するため、中学生・高校生の劇団員を養成し、演劇の発表会を行う。

- ・こどもの館劇団養成講座
- ・こどもの館劇団演劇発表会

「こどもの体験活動事業の推進」—— 子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むためには、多くの人と交流し、さまざまな体験をすることが大切であることから、子どもたちが親や、祖父母の世代との体験活動を通して、自ら学び、考え、体得し、豊かな創造力や感性を養う講座を実施する。

木版画コース：木版画制作過程において、下絵づくり・彫り・摺りなどの技法を学とともに、四季折々の自然や生活を個性豊かに表現する力を育む。また、共同で暦を制作することを通して、協働の精神や助け合う素晴らしさを学びながら、根気強さを培うとともに、完成時の感動の共有をめざす。

手作り絵本講座：親子が手づくり絵本の創作を通して、子どもの話を聞いたり、こどもの思いに共感したりしながら、親子の触れ合いを深めるとともに、子どもの創造性や情操を高める。また、手づくり絵本の普及を図るため、子育て支援に携わる大人を対象とした指導者養成を併せて実施する。

「子どもたちの健やかな育成に係るコンクール等の開催」—— 子どもたちの健やかな育成につながる4部門のコンクールやフェスティバルを開催し、子どもや保護者、指導者等に日頃の活動成果を発表する機会と場を提供する。

ひょうごの中学生演劇フェスティバル：地域の中で活動する中学生のグループ等に発表の場を提供することにより、学校以外の場における個性と自己表現力の育成を図るとともに、県内の中学生の自主的な創造・表現活動を促進する。

朗読コンクール：日本のことばを豊かに美しく音声化することを通して、文章にこめられた作者の心にふれる共感の喜びを味あわせ、児童の健やかな成長を図る。

手づくり絵本コンクール：手づくり絵本の創作を通して、児童の健全育成にかかわる人々の自己表現力を高めるとともに、絵本とのふれあいにより、児童の創造性や情操を高める。

アマチュア人形劇フェスティバル：児童の健全育成を目的として活動を行っているアマチュア人

形劇グループに、日頃の活動の成果を発表する機会を提供するとともに、人形劇グループ相互の交流を図ることによって、向上心と創造性を高め、アマチュア人形劇グループの育成と児童の健全育成を推進する。

②多彩な創作活動や文化活動・遊びの機会や場の提供

「**演劇活動の推進**」—— 優れた人形劇や児童劇、映画等にふれることを通して、児童やその健やかな育成にかかわる人たちの情操を高め、資質や感性の向上を図る。

- a. プロの劇団公演（人形劇、児童劇、影絵劇等の上演）
- b. アマチュアグループ発表会
- c. ^{やかた}館こどもシアター、こども映画祭
- d. わくわくシアター、サンタ・カーニバル

「**創作活動の推進**」—— 工作館や実習室において、子どもたちが身近な竹や紙を使い、季節にあったものなどを作ることにより、創作の楽しさを味わうとともに、豊かな創造性を育む。

- a. 竹工作、木工作（工作館）
- b. 紙工作、リサイクル工作（実習室）
- c. 創作あそび、おもしろ工作、七夕イベント（実習室）

「**展示活動の推進（和のひろば、作品展示コーナー、木とのふれあいワールド、展望ロビー）**」

—— 児童や児童の健やかな育成にかかわるすべての人たちに、優良な文化財とふれあう機会や活動の場を提供することを通して、児童等の豊かな情操と創造力を育む。

- a. 和のひろば～伝えたいくらしの文化～（展示・ワークショップ）… 地域社会の中で育まれてきた和の心（互いの違いを認め合いながら助け合って暮らす）や伝統文化（包む・折る・結ぶなど）を見直し、子どもたちやその保護者に伝えていくとともに、子どもが実際に学び、遊びながら体験できる場を提供し健全育成を図る。
- b. 企画。作品展示（募集作品等の展示）… 日本の伝承文化および外国の子ども文化等に広く触れさせることを通して、児童の感性を高め情操を豊かにする。

「**図書活動の推進（児童図書室、おはなしのへや、資料室）**」—— 児童に優良な図書や出版物との出会いの機会と場を提供すると共に、子育てに関わる人たちの読書環境を整備する。

- a. おはなし会、かみしばい会、ビデオかんしょう会、おさんぽ隊等
- b. 図書の閲覧・貸出、レファレンス
- c. 資料収集、情報提供

「**遊びの実践活動の推進**」—— 就学前の幼児や保護者に親子遊戯室を開放し、あそびを通して親子のふれあいを図るとともに、他の幼児と一緒に遊ぶことにより幼児期における社会性を育む。また、自然に恵まれたこどもの館の屋外におけるあそびを通して、自然のすばらしさを実感し、感受性を高める。

- a. なかよし会 b. やかた伝承あそびの日 c. 親と子のころぼかぼか劇遊び
- d. モニュメントウォークラリー e. 木とのふれあいワールド
- f. みんなで楽しく伝承あそび g. 伝承あそびのひろば

2. 家庭や地域の子育て力を高める支援活動の推進／「兵庫・こどもの館」の取り組みより

①子育て親育ちの体験学習の展開

「まちの子育てひろば支援事業の推進」——「まちの子育てひろば」等に、こどもの館職員や体験活動指導員、伝承あそび普及推進員等を派遣して、こどもの館が実施している幅広い児童館活動を親子で身近に体験できる場を提供する。

- a. 「動くこどもの館号」の派遣 b. 「育ちやんの日」まちの子育てひろば
- c. 「ひようごおはなしプロジェクト」（ひようご絵本伝承師養成講座）

「父親のための子育て応援の推進」——父親と子どもがふれあい、他の親子との交流を深める活動等を通して、父親の積極的な子育て参加や活躍の場を提供し、父親の役割について認識を深め、親子のきずなを深める機会とする。

- a. 父と子のふれあい一泊体験 b. 父と子のチャレンジ一泊体験

「子育て相談の実施」——子育て電話相談（子育て相談員の設置）

「子育て情報の提供」——ホームページや広報誌等により、こどもの館で実施する子どもや親が参加できる体験活動や各種イベント情報、子育て支援に関する講座や研修会の開催情報を広く県民に提供する。

②子育て支援者等の育成と活動支援

「幼児教育研修会の開催」——幼児教育に関わる指導者等が、幼児期からの教育のあり方等を見直し、より広い視野で見識を深め、その実践的手法を習得することによつて、指導者としての資質向上を図る。

「家庭教育相談員パワーアップ講座、カウンセリング研修出張講座」——家庭教育に関する相談者として、必要な知識を広げるとともに、具体的な課題への対応等、実践的技能を高めることにより、その資質の向上を図る。

「児童館の児童厚生員等研修会の開催」——児童厚生員等を対象に、児童の発達段階におけるあそびの意味を学ぶことなどを通して、その資質の向上を図ることにより、地域の多様なニーズに対応した児童館活動を展開し、子どもたちの健全育成に寄与できる人材を養成する。

「こどもの館ボランティア養成講座の開催」——演劇の講座を実施し、児童の健全育成にかかわるボランティアに必要な知識・技術の習得を図る。

- a. 演劇ボランティア養成講座 b. こどもの館ボランティア研修会

「子育て施設コラボネットの推進」—— 地域の子育て施設相互の情報共有化を推進して連携を強化し、子育て施設全体の機能向上を図る。

- a. 子育て施設コラボネット情報交流
- b. 「木とあそBOX」の貸出
- c. こどもの館巡回劇場
- c. 子育て支援アドバイザーの設置
- d. 子育て施設おもしろ遊びブックの作成
- e. ものづくり講座

「ひょうごあそびの伝承プログラム」の普及事業の推進——「ひょうごあそびの伝承プログラム」の普及を担う「ひょうごあそびの伝承師」を養成し、まちの子育てひろば等、地域の子育て支援の場における、親子や多世代による伝承あそびの実践活動を推進し、子どもたちの豊かな感性や思いやりの心を涵養する。

- a. 「ひょうごあそびの伝承師」養成講座
- b. 交流大会の開催
- c. 「伝承あそび普及推進員」の設置

「桜山公園周辺4館連携事業の推進」—— こどもの館、姫路科学館、星の子館、姫路市自然観察の森の4つの桜山湖畔周辺施設が連携し、各館の特性を生かしたイベントを通して、親子のふれあいを深める機会を提供する。

- a. 桜山公園まつりの開催
- b. 桜山公園ウォークラリーの開催
- c. 桜山公園スタンプラリーの実施
- d. 4館連携による広報の実施

「子育て活動グループの育成・支援」—— 乳幼児を持つ親と子育てに関心を持つ人が自主的な活動グループをつくり、子育てに関する研究や活動、情報交換等を通して、自らの知識や実践力を高めていけるよう子育て活動グループの育成支援を行う。(うさぎグループ、わんわんチーム、うた・リズム、いろえんぴつ、の各グループ)

③多世代の交流とネットワークづくり

「多世代ふれあい交流事業の推進」—— 子どもの健全育成のためには、豊かな人間関係の中で育つことが大切であることから、こどもの館を中核拠点として、多世代のふれあい交流活動を総合的に推進し、地域ぐるみで取り組む子育て支援体制の充実を図る。

- a. 多世代ふれあい交流サロンの開催

以上のように、こどもの館では、年間を通じ、子どもの生きる力を育てる多彩な体験活動だけでも多種多様なプログラムが展開されていることがわかる。しかも、主に子どもの表現活動を重視し創造力、コミュニケーション力、感性を育む情操面に特化した事業が多い。それは、隣接して、姫路科学館、星の子館、自然観察の森があり各々が専門的な事業を展開し、地域住民をはじめ県内や近県からでも親子、学校単位、各種団体に気軽に立ち寄れる環境や設備を整えてきたからであろう。しかも、全国にある大型児童館では近年、ともすると設備環境を重視し、ややアミューズメントパーク化しつつある中、こどもの館では館に実際に訪れた人々が、自分の手で触れ、作り、また演劇や朗読など自らの肉体、音声を駆使しながらあくまでも自主的な参加を大切にした事業を展開している。故・岡田陽氏は「子ども表現活動」の中で児童館での遊びについて「児童館は子どもの遊びの場である。安全に遊べるスペースがあって、一緒に遊ぶ仲間がいて、遊びのための道具もあって、遊びを見守っていてくれ、面白い遊びを指導してくれる大人もいる。遊びというのは常に楽しく、おもしろく、変化があり、未知へのチャレンジがなくてはならない。面白くもない遊びは、すでに遊びとはいえない。児童館という場は宿命的にそのような子どもの要求に応えられるだけの要素を備えていなければならないものである。子どもにとって新奇で魅力的な遊びというのは、何もお金をかけた新しい遊具が取り揃えてあるということではない。大人には価値のないものであっても、子どもにとって素晴らしく魅力的な遊びの素材はいくらでもある。要は子どもの興味や関心を見抜くことのできる、いわゆる『子ども心』のわかる大人が児童館にいてくれるかどうかの問題なのである。子どもは思いきり遊ぶことによって、自己発揮、自己表現することの楽しさを知り、充実感を覚える。子ども時代の何よりの発達課題は思う存分遊ぶことにある。子ども時代に思いきり遊んだ経験が、やがての長い人生をみずから生きがいのある充実したものにしようとする積極的な生き方に通じる。」と語っている。また、現代の子どもを取り巻く文化は今やパソコンをはじめやパーソナルなゲームで飽和状態にある中、氏は「膨大な情報量はこれを閉ざし逆戻りさせることは不可能である。そこから生ずる規格化、画一化、非人間化をただ案じてみても仕方がない。その多目的、個性的、人間的な対処の仕方を、子どもたち自身が欲し、探し求めてくれるような育て方をもっと真剣に考えるべきなのではないか。」と結んでいる。大型児童館にある設備や遊具も良いところも多く、大人が子どもたちのためと思って設置したものである事には違いない。しかし、世代を超えてコミュニケーションをとることができ、共に考え、相手の立場を思いやるような事業が児童館の大小にかかわらず、次世代に向けたプログラムとして展開されることが急務であろう。

次世代型プログラムの提案と実践

—— 地域活動促進プログラム（地域組織との連携プログラム）

(1) 地域社会の現状

親が子育てに対して不安感や困難感を持つ理由のひとつとして、地域社会の弱体化があげられる。また、地域の変化により子どもが育つ環境も変わってきた。昔の親も上手に子育てをしていた

わけではなく、地域社会の影響力が大きく、子どもたちは「放し飼い」のなかでのびのびと育つことができた⁽⁸⁾ という指摘や、強い連帯感と相互扶助の仕組みを発達させた人々によって形作られた地域社会で、最も基礎的な共通の「文化」を保有していた⁽⁹⁾ といった子育てや子どもの育ちにおいての地域社会の役割が示されているが、近年、少子化、都市化、産業構造の変化などにより、地域社会が弱体化し、地域における子ども社会の形成も難しくなっている。また、子育ては、以前より、母親の仕事とされていたが、地域が健全であったときは、地域の中で年長者からのアドバイスを受けたり、同じぐらいの年齢の親同士で解決をしたりしながら子育てをしていた。しかし、地域が弱体化しても、子育ては母親の仕事であるという認識だけは現在も残り、それが子育て不安に拍車をかけている。地域社会が弱体化した今、これからは家庭に頑張ってもらって子育てをしてもらうということではなく、あらためて地域を見直し、家庭だけでなく地域全体で子どもを育むことが必要になる。以前のような、結びつきが強固な地域社会を再現するのは、個人主義が進んだ現代では難しいことであり、また、社会構造が変化せずに地域社会のみが元に戻ることはあり得ない。今の時代に合った新しい形の地域社会の仕組みが必要となるだろう。

(2) 児童館における地域活動促進とは

近年「三間の減少」という言葉で子どもたちの育ちの危機を表すことがある。三間とは「時間」「空間」「仲間」であり、そのそれぞれが減少していることを示している。遊ぶ時間、遊ぶ場所、遊ぶ仲間がそれぞれ習い事や生活の多様化、都市化、少子化などの影響で少なくなっているといわれる。その中でも児童館は三間が確保できる数少ない地域資源といえる。安全に遊ぶことができる場所であり、遊ぶ仲間が地域から集まってくる。その仲間もいろんな年齢の子どもが集まる。そして、十分に遊ぶ時間はそれに伴い充実してくるであろう。しかし、児童館だけで地域が活性化し、地域の子育てができるということではない。地域によって異なるが、地域には様々な子育て資源があるはずである。例えば、幼稚園や保育所である。児童館に来る小学生、中学生がそこに行き、小さな子どもたちと関わることで、双方の育ちに影響するのは、異年齢でのかかわりが少なくなった今だからこそ、効果を発揮するだろう。また、幼稚園、保育所でも子育て支援に関する事業を行っている園は多い。在園していない親がそのことに気がつかないことも多いので、児童館を通してそのことを知ることもできるだけでも効果的であろう。また、子育て支援施設が児童館だけでなく、地域に増えてきている。厚生労働省が定める地域子育て支援拠点は2012年度で5,968カ所（交付決定ベース）ある。これは、2007年度に再編された地域子育て支援拠点事業が目指した全国10,000カ所には達しないものの都市部を中心に様々な形で増えてきているとはいえる。

その施設との連携、例えば、他の子育て支援拠点で行っていることの掲示などをすることで、母親はひとつの子育て支援拠点だけでなく様々な場所を知ることできる。乳幼児期はひとつの場所に長くいる集中力は少ないため、遊ぶ場所を探し歩いている親も多いという。その遊ぶ場所、居場所がひとつでも増えることは安心感にもつながり、そして、親にも子育てを相談できる気兼ねない存在が見つかる確率も高まるため、子育てにとってもプラスの影響をもたらすであろう。つまり、

児童館が地域の子育てや子どもが育つ機能のハブ（連結拠点）となることである。児童館が地域の子育て情報や資源が集まる場所であり、また、提供できる場所となるのである。それだけでなく、児童館の多様化している役割を地域の専門家に委託し、地域全体で子育て、子どもを見守る環境作りが進んでいくのである。

児童館の役割は近年多様化の傾向にある。児童福祉法第40条にある「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにする事を目的とする施設」とする児童館本来の目的に加えて、児童館の種別にもよるが、子育て支援、放課後児童クラブなど、その役割は多様化している。児童館だけでその役割の多様化を担うのではなく、地域の様々な施設や団体、個人と連携をすることにより、その多様な役割を機能させるのである。児童館が地域の持つそれぞれの子育てや子どもが育つ機能のハブ化することで、地域の中で注視されていなかった子育ての機能が活性化し、そのことで、地域活動が促進される一助ともなるであろう。大豆生田は、地域における子どもの遊び空間が消失し、親子が孤立し密室育児が増大している現代、子どもと子育ての視点から地域の子育て環境を次の4点において見直していくことが求められるとしている。

①親子が気軽に集うことのできる居場所の提供

集いの場があることで、子育て仲間が作れたり地域の子育て情報を得ることができるなど、孤立化を予防することができる。さらに、子育て家庭にとって必要とされる、情報・相談・学習・ネットワークなど多様なリソース（資源）を提供するセンターとしての役割

②子どもの遊び環境の充実

異年齢などの多様な人とのかかわりの機会、戸外での自然に触れ直接的・身体的な体験をする機会など、今日の社会環境下で失われる傾向にある子どもの遊びや生活を通じた経験を保証するような機会の提供

③親子の視点に立った環境整備

子どもが安全に過ごすことができる環境、子育てバリアフリーを進めるなどの環境整備

④地域の様々な世代や立場の人たちをつなぐ機会の提供

子育てに日常的にかかわりのない世代や立場の人たちをつなぐ機会を増やし、子育ての理解者や支え手を増やしていく⁽¹⁰⁾

これらの提案は子育て支援に対するものであるが、児童の育ちに対しても同じ事が言えるであろう。子どもが気軽に集い、仲間をつくること、充実した環境、整備された環境で遊ぶこと、様々な人とのかかわりの中で育まれることはどの年齢の子どもにとっても育つ上で重要なことである。

これら、すべてを児童館の機能や職員で実施することは困難である。だからこそ、地域の資源を活用し、地域と連携し、子育て、子どもの育ちのハブとして児童館が機能することが地域の活性化、子どもたちの豊かな育ちにつながっていく。地域社会にはこれらの資源はたくさんある。施設や様々な世代や立場の人たちであり、同じ立場の親や子どもである。しかし、それらに気がつかず子育てをしていたり、子どもも日々遊んでいたりする。地域の資源を活かすためにも児童館が子育て

て、子どもの育ちのハブとなり、児童館に行けば、情報やそれらの人と出会えるようになることで、子育てに前向きになれ、そして、子どもたちが安心して育つ一助になるのではないだろうか。

今後の課題

花輪は、平成7年より社団法人全国児童館連合会（現・財団法人児童健全育成推進財団）の事業に関わってきた。主な仕事は、①年一度開催された「キリン劇遊びフェスティバル」のプロデュース及び演出。そして、本事業に参加する児童館スタッフと学童たちを対象とした巡回指導（コミュニケーション・ワーク及び表現あそびワーク）。②児童館活動の視察と指導。担当は演劇表現活動を通してのアプローチ及び活動プログラムの実施状況の点検など。④財団が主催する児童館等ブロック研修会の講師。児童厚生員のコミュニケーション能力の開発のための実技指導（感受性開発訓練）。⑤児童劇巡回事業運営委員。厚生労働省社会保障審議会舞台芸術部会の審査によって選ばれた優良劇団の児童館での巡回事業を側面から支援することなどである。これらのプロジェクトは、児童の健全育成を目的とする児童館の活動及びそれらを運営する児童厚生員のスキルアップをはかるものとして、玉川大学名誉教授岡田陽先生を中心として長らく行われてきたものであるが、近年になって予算の削減等により、児童館への巡回指導（視察）や児童厚生員を対象とした研修（学習会）といったものが縮小せざるをえなくなってきたことや、指定管理者制度等の導入などによって、児童館そのものの性格が多様化してきており、質的にも内容的にも一言で語れなくなっていることなどがあげられる。そうした中、2011年3月31日に児童館関係者が待望していた『児童館ガイドライン』が国から出されたことは一縷の光明といえる。これまで、児童館については国レベルでの指針が全くと言っていいほど示されておらず、事業内容もレベルも自治体によってまちまちであったが、これによって児童館並びに地域の児童健全育成活動が大きく進展することが期待できるからだ。しかしながら、現実的には、具体的なシステムの確立と実践には遠く及んでいない。

今後は、高城¹⁴⁾が主唱する「児童館が社会的信頼感が得られ、存在感を増していくためには、子どもをめぐる今日的な育成課題に対し、館特有の機能を発揮しつつ、関係社会資源との協働のもとに確かな問題解決能力をもつことが大切である。」ことの具現化を目指し、国内外の施設の動向を参考にしながら、児童厚生員の研修プログラムや学童を対象としたプログラムの作成に取り組んでいきたい。

注記

- 1) 両親が共働きで留守のため、いつも鍵を持たされ生活している子ども。昭和38年～40年の流行語となった。
- 2) 文部科学省所管の「放課後子ども教室」事業と厚生労働省所管の「放課後児童クラブ」事業の総称。
- 3) 雇児発0331第9号、平成23年3月31日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。
- 4) 平成23年10月1日厚生労働省・社会福祉施設等調査による財団法人児童健全育成推進財団が平成18年と平成23年に独自に実施した全国の児童館の悉皆調査。
- 5) 厚生労働省の調査に基づく児童館数（社会福祉施設等調査）と放課後児童クラブ実施箇所数（育成環境課調べ）より。
- 6) 算出（平成18年は4,718か所中2,595か所にて実施／平成23年は4,318か所中にて2,724か所にて実施）
- 7) 柏女霊峰－淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授・同大学院教授。
- 8) Robert James Havighurst, (1900～1991) 人間の発達課題を提唱したアメリカの教育学者。著書に“Developmental Tasks and Education”（『人間の発達課題と教育』玉川大学出版部）がある。
- 9) 平成23年10月1日厚生労働省社会福祉施設等調査。
- 10) 平成25年度現在の設置数。
- 11) 平成25年3月末現在の取得者数。
- 12) 「雨ニモアテズ」作者不詳。盛岡市の小児科医が学会で発表したものとされている。
- 13) 菊池信太郎－医療法人仁寿会菊池医院 医院長、郡山市震災後こどものケアプロジェクト」マネージャー。
- 14) 高城儀太郎－鎌倉女子大学常務理事・特任教授・財団法人児童健全育成推進財団副理事長。

参考文献

※林邦夫監修・谷田貝公昭ほか編『図解子ども事典〈普及版〉』一藝社、2004年、p.178～179.

引用文献

- (1) 財団法人児童健全育成推進財団、『児童館 理論と実践』、2007年1月、p.278.
- (2) 財団法人児童健全育成推進財団、前掲書、2007年1月、p.278.
- (3) 小木美代子・須之内玲子・立柳聡編著『児童館・学童保育の施設と職員』2006年6月、萌文社、p.217.
- (4) 財団法人児童健全育成推進財団『児童館 理論と実践』2007年1月、p.114.
- (5) 厚生労働省「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」平成24年.
- (6) 財団法人児童健全育成推進財団、前掲書、2007年1月、p.22.
- (7) 小木美代子・須之内玲子・立柳聡 編著、前掲書、2006年6月、p.15.
- (8) 汐見稔幸『ほめない子育て』栄光教育文化研究所、1997年9月.
- (9) 小木美代子、原進、川島克之、植木信一、石原剛志、立柳聡『児童館・学童保育と子育て文化』萌文社、2001年11月.
- (10) 大豆生田啓友『支え合い、育ち合いの子育て支援』関東学院大学出版会、2006年、p.55-58.

